

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成27年(ワ)第9316号
期 日	平成29年5月15日 午後2時00分
氏 名	畑野順一
年 齢	63歳
住 所	大阪市西成区千本中2-7-5
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本当ほんとうのこと  
申もうし上あげます。

知しっていることを隠かくし  
ないことを申もうし上あげたり  
決けつしていたしません。

以上いじょうのとおり誓ちかいます。

氏名 畑野 順一

**速 記 録** (平成29年5月15日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成27年(ワ)第9316号

証 人 畑野 川頁一

被告ら代理人(高橋)

乙第18号証を示す

これはあなたの陳述書ですけれども、7ページの5行目、一番最初の「至急」というのは、「支給」の誤字だということによろしいですか。

はい。

それ以外に間違いはありますか。

6ページの下から2行目に「大嶋委員」とありますが、これは「委員」の私の記憶違いです。

それ以外は大丈夫ですか。

はい。

畑野さんの経歴関係については、陳述書の第1項に記載のとおりということで間違いありませんか。

はい、間違いありません。

今回の訴訟で被告となっておる日本フリーメソジスト教団、被告教団と言いますが、これは前身の日本自由メソヂスト教団から離脱した教会によって、昭和59年に設立されたということですか。

そのとおりです。

甲第2号証を示す

これは、被告教団の教団教規で、2012年度版となっていますが、一番当初のものができたのは、教団設立時ということによろしいですか。

はい、そのとおりです。

2012年度版ということは、その後何度か改正とかがされて、今に至っているということでもいいんですか。

はい、そうです。

教団教規の規定について、順にお尋ねします。教規の中では、幾つか教師という地位についての定めがありますね。

はい。

具体的には、教会担当教師、神学教師、教務教師、巡回教師、休職教師、引退教師というのが定められておりますが、教会担当教師の任命というのは、どなたがされますか。

教団理事長です。

巡回教師の任命は、どなたがされますか。

同じく理事長です。

教会担当教師の職務というのは、どういうものになりますか。

教会担当教師は、理事長によって任命され、教会に任命された教職執事補、教職執事、教職長老であります。その職務は、教会総会や役員会の議長になる、それから教会員の加入とか転入転出に関すること、それから教会の教務、財政に関することを掌る、それから宗教的な聖餐式等の儀式等を掌ること、それから教会総会、教区会に報告やら推薦を行うこと、その他のことです。

今、いろいろ言っていたんですが、教会担当教師というのは、定められた教会に専従して牧会を行うということですか。

そのとおりです。

任地の教会で宣教とか儀式とかをするということですか。

そうです。

巡回教師の職務というのは、どういうものですか。

巡回教師というのは、教会はございませんけれども、しかし、教えを広めたりする、そういう全般的な働きには変わりありません。

要は、定まった教会というのがないということですね。

はい。

依頼があれば、説教とか儀式を行うということですか。

そうです。

教会担当教師になると、謝儀というものが与えられるんですか。

はい、そのとおりです。

謝儀というのは、どういう趣旨で与えられるものなんですか。

本来、教職は無給の働き人です。で、教会に遣わされたときに、その教会での働き、あるいは教職の生活のために、教会が謝儀という形で支給をするものです。

その支出は誰がされるんですか。

教会です。

各教会ですか。

はい。

給料とか賃金というものとは異なっているんですか。

違います。

どういう点が違うんですか。

働きに応じたりとか、あるいは勤務時間とかいうようなものでは算出されません。

もともと、教師の活動というのは奉仕なんですか。

はい、そうです。

ただ、先ほどのお話だと、教会担当教師の職務としては、牧会に専念するということでしたかね。

はい。

生活のための援助みたいなものになるんですか。

はい、そうです。

巡回教師には、謝儀はないんですか。

ありません。

巡回教師と教会担当教師で、教団内における地位に違いはあるんですか。

ありません。

いずれも同じ教師ということですか。

そうです。

教師の任命は理事長が行うということだったんですが、誰をどういう教師にするか、どういう任地にするかというのは、どこで決めるんですか。

それは任地指定委員会で決めます。

甲2号証の29条を示します。任地指定委員会の条項ですけれども、1項に、「任地委員会は、教会担当教師、神学教師、教務教師及び教会担当教師の任地を必要に応じて決定又は変更する。」とありますね。

はい。

ここには、巡回教師という言葉が出てこないんですけれども、巡回教師についても任地指定委員会で決定するんですか。

はい、そのとおりです。

ここに巡回教師という文字がないのは、どういう理由によると思われますか。

教団が設立されたときには、巡回教師というのはありませんでした。

項目として、後に加えられたんですけれども、このところで、それを入れるのを忘れたんだと思います。

29条1項に巡回教師の文字がなくても、巡回教師は任地指定委員会で決定されるということで間違いはないんですね。

間違いありません。

陳述書にもあるんですけれども、教団が任命制度をメソジズムの根幹に関わる重要な制度としているということから、当然そう言えるということですか。

そうです。

29条2項のほうには、「任地委員会が、教師の任地又は教務を変更しよう

とする時は」という文言があるんですが、この教務の変更というのは、どの教師にするかどうかということを目指しているということですか。

そうです。

そこからも、任地指定委員会で、巡回教師の教務の変更というか、決定というのをするとということが読み取れるわけですか。

はい、そうです。

今回の裁判では、原告を教会担当教師から巡回教師に教務の変更をしたことが問題になっているんですが、このときも、任地指定委員会で、原告を巡回教師にするというのが決定されて、で、当時理事長だったあなたが、原告を巡回教師に任命したということで間違いはないですか。

はい、間違いありません。

教団教規の中には、教師の解任に関する規定はありませんね。

はい。

これは、どうしてないんですか。

アメリカのメソジストの教会の伝統的な考え方で、特に教職を解任するということはないという歴史的な経過がありましたので、それに準じております。

解任の規定がないということであれば、教団の中では、教務の変更とかはどのようなふうにして行うんですか。

毎年新しい年度に任命を発表するんですけれども、その任命の発表をもって変更いたしております。

新しい任命があった場合には、前の任命について解任とかいう手続は、特にないということですね。

ありません。

そうすると、当然に、新しい任命行為によって、前年までの地位はなくなるということですか。

そういうことです。

毎年度、新しい任命がされたときに、前の地位と新しい任命による地位が併存するということはある得ますか。

あり得ません。

教会担当教師と巡回教師を兼任している教師という方はおられますか。

おりません。

複数の教会の教会担当教師を兼任している教師というのはいますか。

おります。

それは、どういう理由で兼任されているんですか。

教会の大きさによって、いろいろな働きがあつて、1人の教会担当教師では少し無理がある場合、複数になります。

複数じゃなくて、兼任で1人だけいる教会もあると思うんですが、そういうところは、なぜそうなっているんですか。

兼任の教会は、1人の教会担当教師に対する謝儀を払うだけの規模がない、あるいは働きにおいても、そんなに大きくないという場合、兼任という形をとっております。

甲第4号証を示す

被告教会の教会規則を示します。第17条に、代表役員の解任に関する規定がありますね。

はい。

一定の要件を満たした場合には、教会のほうから教団の理事長に対して、解任を申請することができるというものです。

はい。

その申請が教団に来たときは、教団としてはどういう対応をされるんですか。

まず理事長宛てに来るわけですから、理事会を開いて、この案件についてどうするかということを審議いたします。

理事会で審議した後は、どうしますか。

任地指定委員会に、その事柄について考えてもらうように付託します、任地指定委員会で検討されるわけですね。

そうです

もし、その解任というのが妥当だというふうに判断された場合は、どういう手続をとるんですか。

教団理事長が解任の手続をとります。

その解任の手続というのは、何か特別な解任の手続があるんですか。

ありません。

そうすると、どういう対応になるんですか。

年度末の任命によって、新年度から別なところに行くという形で対応いたします。

この申請があった場合も、通常と同じように、翌年度の新たな任命で違う教職に就けるということですか。

そうです。

理事長が、教会の担当教師を変更したり、ほかの任命をするというときには、教会の責任役員会の決議というのは要るんですか。

要りません。

教団総会の決議というのは要りますか。

要りません。

必要な手続は、任地指定委員会の決定だけということですか。

そうです。

この教会規則17条の規定というのは、教団教規の116条以下にある戒規処分とは無関係の規定ですか。

はい、関係ありません。

甲第21号証ないし甲第23号証を示す

甲 2 1 号証は任命書、甲 2 2 号証は辞任届、甲 2 3 号証は就任承諾書ですが、この 3 つの書類というのは、どういう趣旨で交付される書類なんでしょうか。

任命書は、教団が任命する際です。あとの 2 つに関しては、任命書もそうでありまして、法人の事務上で必要な書面であります。

法人の事務上というのは、どういう手続ですか。

代表役員変更に関する手続であります。

登記とかに必要ということですか。

そういうことです。

この書類がないと、教務の変更の効力が発生しないということはあるんですか。

いや、任地指定委員会の任命には関係がありません。

甲第 2 号証を示す

教団教規の 1 1 6 条には、戒規処分の条文がありますね。

はい。

1 1 7 条は、戒規処分についての規定で、①から④まで、戒告、停職、免職、除名という 4 つの処分が定められているんですが、除名処分というのは、どういう処分になりますか。

これは、教団において教職であったことを、過去も含めて認めないということなんです。

教職であったことを認めないということですか。

除名処分は、教職であったことを認めないということなんです。

免職というのは、どういうことですか。

教職の職務を停止するということなんです。

停止するということですか。

はい。

停職とは違うんですか。

停職は、教職の職務を一定の期間、止めるということだと思います。

今のお答えですと、停職と免職との違いがはっきりしないところがあるかなと思ったんですけれども、これまでの準備書面とかで主張している分では、免職というのは、教職という地位を失わせるものだ。除名というのは、教団に籍を置いていたことを、そういう事実をなくすものだというふうに主張してきているんですが、それはどちらが正しいんですか。

ああ、ごめんなさい。今おっしゃったとおりのことです。

免職というのは教職の地位を失わせる、除名というのは教団に籍があったことを失わせると、そのほうが正しいということによろしいですか。

はい、そうです。すみません、間違えました。

今回、原告を巡回教師に任命したということは、戒規処分に当たるんですか。

当たりません。

教団としては、原告に対して戒規処分は何もしていないということですか。

していません。

では、具体的に、今回原告を巡回教師に任命するに至った経緯について聞いていきます。まず原告は、平成8年に被告教団に籍を置いて、その後平成11年に教職執事となって、平成15年4月から清水草薙教会の教会担当教師、平成24年4月から被告教会の教会担当教師になったということはよろしいですか。

そのとおりです。

原告を清水草薙教会から被告教会のほうへ任地の変更をしたというのは、どういう理由からと聞いていますか。

教会員から、牧師の活動に関してのトラブルや不祥事やら、いろんなことの報告が度々あったということで。

清水草薙教会の信徒さんから、そういう苦情があったということですか。

はい。

それで任地を変更されたということですか。

はい。もちろん、本人からも話を聞きました。

そのときの任命権者というのは、どなたですか。

私の前任の大嶋博道理事長です。

では、岩出教会に移られてからのことを聞きます。

乙第2号証の1を示す

平成25年7月14日、被告教会の和田光司さんのほうから理事長のあなた宛てに、原告の言動について非難し、牧師の資質を疑うという内容の手紙が送られてきたということですか。

はい、そうです。

この手紙を受けて、あなたとしては具体的に何か対応をとられましたか。

特に理事会で取り上げるということはいたしませんでした。

それは何か理由があるんですか。

今までにも幾つかお手紙が来ておりますので、一つ一つ取り上げていますと、対応に少し時間が掛かりますので、もう少し様子を見ようという私の判断です。

乙第3号証を示す

平成26年7月7日に、被告教会の木村さんという信徒代議員の方からメールが届きましたね。

はい。

ここには、原告が木村さんの襟首をつかんで罵声を浴びせたということとか、教会のホームページに、原告が会堂建築の設計図に不具合があるという記事を載せたとか、そういった内容のことが書かれているんですが、原告が牧師として適正であるかどうか判断を仰ぎたいというメールですね。

はい。

このメールを受けて、あなたのほうとしては、どういう対応をされましたか。

信徒代議員からのメールでありましたので、この件については、教団

の理事会で取り上げました。

信徒代議員というのは、どういう立場になるんですか。

教会総会で選ばれた教会員の代表でありまして、教団総会に代議員として出席できる立場の人です。

その方からメールが来たということで、あなたも事を重く受け止めたということですか。

はい、そうです。

で、理事会で対応されたということでしたかね。

はい。理事会で話し合いました、で、事情をお2人から聞くということになりました。

それで、平成26年7月15日に、あなたと本田理事、現在は理事長ですけども、お2人で原告と会われたわけですか。

会いました。

原告はどういう話をされましたか。

約2時間半ほど話をいたしました。教会の現状のこととか、襟首をつかんだとかいうような話合い、それから欠陥工事であるとかいうような彼の主張とか、そういうようなお話も伺いました。

会堂建築工事に関して、100万円の値引きをさせたというような話は出てきましたか。

はい、割と早いうちに出てきました。

そのことについては、原告は何かおっしゃっていましたか。

はい。100万円の値引きができたので、これはビジネスチャンスだという言葉を行いました。

そのビジネスチャンスだという言葉聞いて、あなたのほうとしては、どう思いましたか。

大変びっくりいたしました。

ほかに、この100万円の値引きのことにに関して驚いたことはありますか。

はい。交渉その他が、教会の役員会を通さずに、彼1人が対応していたということ。それから、お金のこともそうですし、それは牧師1人でやっているということで、良くないことだというふうに諭しました。ほかに、信徒代議員の木村さんの襟首をつかんだこと、そういう事実があったということは認められたんですか。

はい、認めました。

あと、教会のホームページに会堂建築の不具合の記事を載せたということは認められましたか。

認められました。

原告のほうとしては、木村さんとか教会との関係については、どういうふうにおっしゃっていましたか。

そのときの様子は、大変疲れた様子をしておりまして、本田委員のほうから、疲れているのかというふうに質問をしたときに、大変疲れていると。なぜ疲れているのかと言うと、教会の中でうまくいってないと。具体的には、教会員との間でうまくいってないと。それから、建築のことにしても、うまくいってないということで、疲れているということですね。それに対して、本田委員のほうから、じゃあ牧師として、あなたは何をなすべきか分かりますかというふうに質問したら、村上先生のほうから、謝罪して和解することだということをおっしゃいました。

村上さんのほうとしては、木村さんに謝罪したいというような内容をおっしゃったわけですか。

そうです。

その後に、木村さんのほうからも、お話を伺っていますね。

はい。

木村さんのほうは、どういうふうにおっしゃっていましたか。

約2時間ほど、本田委員と2人でお会いしました。で、村上先生のほうは謝罪をしたいというふうに申しあげましたら、にわかには信じ難いと、表面的な謝罪では受け入れられないということで、ちょっと距離を置かれました。

このときは、結局、謝罪というのはあったんですか。

このときは、直接2人が会うことはありませんでしたので、個別に聞いておりましたので。で、木村さんのほうから、先生がそうおっしゃるんだったら、自分たちも和解をしたいから、しばらく先生の様子を見守りたいということで伺いました。

乙第6号証を示す

これは、平成26年11月2日に、木村さんをはじめとする教会の役員の連名で、原告の牧師交替を求める文書ということですね。

はい、そうです。

この文書が送られてきて、あなたはどのような対応をすることにしましたか。

7月に話し合っ、て、和解の方向でいけるかなと思っていたんですけども、一方のほうから、こういう書面が出ましたので、和解は無理だなというふうに判断をして、任地指定委員会を開くことを決めました。

任地指定委員会の中での検討結果は、どういうものになりましたか。

村上先生に岩出教会の教会担当教師を降りていただくということに決めました。

教会担当教師を外すという決定がされたわけですね。

はい。

それは、どういった理由になるんですか。

以前の静岡の清水の教会からのことと、今回の岩出教会のこととで、教会の中での活動に関して、信徒との信頼関係がうまくいかない、そ

して、教会運営上の事柄においても問題を起こしているのです、これはもう無理だというふうに判断しました。

それで、11月25日に中江委員と馬場委員が原告と面談して、被告教会の教会担当教師を翌年度から外すということを伝えたんですか。

はい。

そのときの原告の回答というのは、どういうものでしたか。

私はお聞きするだけでしょうということでありました。

拒否するような姿勢はありましたか。

なかったと聞いております。

この時点では、原告をほかの教会の担当教師にするか、それ以外の教務にすかは決まっていたか。

決まっておりました。

12月11日に任地指定委員会が開かれて、そのときには、翌年度から原告を巡回教師に任命するということが決定されたんですね。

はい、そうです。

ここで巡回教師にするという結論に至ったのは、どういう理由ですか。

教会担当教師として、その任には合わないということで外し、そして巡回のほうで働いていただくということに決めました。

先ほどおっしゃったような、過去の清水草薙教会での出来事とか、今回の岩出教会での信徒さんとのいきさつを踏まえて、教会担当教師はふさわしくないという判断ですか。

はい、そうです。

その翌年度から巡回教師に任命しますということを、原告本人に伝える前に。

乙第15号証を示す

原告のほうから、この文書があなた宛てに送られてきたということですね。

はい、そうです。

内容的には、任地の変更に乗服できない、仮に任地の変更があっても、経済的措置をお願いしたいということが書かれているわけですね。

はい、そうです。

この文書を受けて、あなたとしては、どういう対応をするというふうになりましたか。

任地指定委員会を開いて、この文書をどういうふうに取り扱うかという話を話し合いました。

任地指定委員会では、どういうふうな結論に至ったんですか。

前に決めたとおり巡回教師で、それから経済的援助について向こうから申出がありましたので、それについて、月10万円の生活支援金という形で支給するということを決めました。

それで、平成27年1月30日に、大嶋委員と本田委員が、岩出教会で原告と会われたわけですね。

はい、そうです。

そのときに委員のほうから、翌年度からは巡回教師に任命しますということをお伝えしたということですか。

そうです。

そのことについては、原告はどう言っていたと聞いていますか。

分かりましたというふうに言ったと聞いています。

経済的措置の話というのは、そのときに出てきたんですか。

向こうから出てきました。

原告のほうから、経済的措置に関する話が出てきたわけですか。

そうです。

それに対しては、委員のほうから、月10万円の支給のお話をしたということですか。

そうです。

それに対する回答は、どうでしたか。

1週間ほど待つてほしいというふうに言われました。

1週間たってから、返事がありましたか。

ありませんでした。

それで、大嶋委員のほうから原告に電話をかけたということですね。

はい。

原告のほうからは、どういうお話がありましたか。

社会保険料、その他のことがあるので、もう少し上積みが欲しいという  
ことと、それから、1年というふうに言っていたんですが、それを  
2年に延ばしてほしいということを要求されました。

そのことについては、任地指定委員会で検討されたわけですか。

そうです。了解をいたしました。

月13万円を2年間支給するということを決定したわけですね。

はい。

そのことは、誰が原告に伝えましたか。

そのことは、大嶋委員が伝えてくれました。

それに対する原告の回答は、どういうものでしたか。

分かりましたということでした。

その一連のやり取りを踏まえて、あなたは正式に原告を巡回教師に任命した  
ということですか。

はい、そうです。

甲第2号証を示す

教団教規の29条を示します。2項のほうですが、「任地委員会が、教師の  
任地又は教務を変更しようとする時は、当該教師及び教会の信徒代議員又は  
任命されている機関及び教師の意見を尊重して、任地又は職務を決定しなけ  
ればならない。」と規定されていますね。

はい。

ここの「任命されている機関及び教師」というのは、何を指しているんですか。

主には、具体的には大阪キリスト教短期大学というのがございまして、そのミッションスクールの神学科に教団の牧師が行っておりますけれども、そのことを指しています。

任命されている機関というのは、主には、そういう学校とかいうのが想定されているわけですか。

はい、そうです。

今回は、原告を巡回教師に任命するに当たって、原告の意見を尊重するという手続は経たものと考えていますか。

はい。

それは、どういう点から言えますか。

7月にお会いして話をしたときに、いろいろ事情も聞きましたし、そのときに、悔い改めとか、和解をしたいという意向を確認いたしました。しかし、そのとおりにならなかったという事態を受けて、任地指定委員会で、別な解決策はないだろうかということを考えました。

ですので、任地指定委員会は、何度も本人からの話を聞いております。それで、原告のほうから申し出てきた経済的措置へのお願いとかも受け入れたりしているということですか。

そうです。金額も支給期間も、申出のとおり決めさせていただきました。

あとは、教会の信徒代議員の意見も総合的に判断した上で、決定をしたということですか。

はい、そうです。

被告ら代理人（井上）

7月15日に、原告にお会いになったということでしたね。

はい。

そこで、先ほど100万の現金のことについて、これはビジネスチャンスという発言があつて、大変驚いたとおっしゃいましたね。

はい。

驚いた理由は、どういうことですか。

向こう側が建築上の不具合があつたので、額を下げてください。つまり、こちらのほうは、元手も何もなしで、お金が入ってくるということで、これはビジネスチャンスだというようなことを説明されたと思います。だから、驚いたというのは、なぜ驚いたかを聞いているんです。

それは、牧師というよりも、ビジネスという、お金もうけというようなことを基準にして交渉したということに対して驚きました。そのときに、結局、謝罪をするということで、様子を見るということになりましたね。

はい。

その後、謝罪というのはなされたんでしょうか。

その後はなかったというふうに聞いています。なくて、結局、先ほど示された乙6号証の文書が届いたということでいいんですね。

はい。

原告代理人

6月29日に襟首をつかんだという事件がありましたね。

はい。

簡単に襟首事件というふうに言いますけれども、この襟首事件の前から、原告には、岩出教会の牧師として問題があるということを聞いていたわけですね。

はい。

それは、主に誰からそういうことを聞いていたんですか。

教会の役員。

だから、誰からと聞いているんです。

木村さん、またその奥さんです。

この襟首事件の内容ですが、どの程度の暴行があったのかと聞いているんですか。

興奮して立ち上がって、そして、こう、木村さんの襟首をつかんで、罵ったということを聞いています。

襟首をつかんで揺すったんですか。

そこは確認していません。

襟首をつかんで、罵声を浴びせたんですか。

というふうに聞いています。

この原告の行為ですけれども、あなたとしたら、いわゆる刑事事件で言うと、暴行に当たる程度のことが行われたと見ているんですか。それとも、ただ単に、日常的に、こう襟首を触って、どんどんたたいたり、平手でぼんぼんと挨拶程度にやるとか、法律的に問題にならないものもありますが、どういうふうに考えていたんですか。

いわゆる暴行というものではないというふうに考えていました。

そうすると、あなたのほうは、そんな大した事件ではないと見ておったんですか。

いや、教会の中で起こったことですから、大した事件だったと思っています。

大変な事件だと思っておったということでしょう。

はい。

乙3号証の木村さんからあなた宛てのメールを見ますと、2枚目に、「今回

6月29日は言葉だけでなく手が出ています」とあって、その次には、感情が高ぶったら自制が利かなくなると、これが原告なんだということを書いていますけれども、かなり暴行に近いようなことを原告はやったのではありませんか。

その文書からしか知りませんので。

ただ、あなたは木村さんと日常的に接触がありますよね。だから、大体木村さんから聞いているでしょう。

はい。

木村さんは、かなり怒っていたわけでしょう。

はい。

教会担当教師を、これから牧師と言いますけれども、牧師が信徒さんや関係者に暴行を働くというのは、牧師としてはふさわしくない行為ですね。

はい、そうです。

ところで、平成26年11月20日に、教会担当教師を外す決定がなされておりますよね。

はい。

その最大の理由は、襟首事件ですか。

7月に村上さんと話し合った、そのとき。

僕の質問に教えてください。

それだけではありません。

主には何ですか。

主には、7月に村上先生、木村さんが来て話し合ったときの内容に關しまして、それがそのとおりに履行されなかったということに対して、非常に残念だと思った、そのことです。

この襟首事件は、牧師としてふさわしくない行為だとあなたはおっしゃっているんですけど、それが今回のきっかけでしょう。

はい。

ということは、襟首をつかんだということが、牧師としてふさわしくないの  
で、牧師の身分を解任したと、これが筋じゃないんですか。

違います。

違うの。

はい。

そうすると、ビジネスチャンスだと言ったこととか、謝罪をしなかったこと  
とか、そういうことで、牧師の身分を解任するという決定になったというこ  
となんですか。

そうです。

そうすると、木村さんの意向とは全然違いますね。木村さんは、乙3号証を  
ずっと見ていくと、最大の理由は、胸ぐらをつかんで罵声を浴びせたことだ  
と、手を出したことだということが、こまごまと書かれているわけでしょう。  
あとの牧師夫人がSNSフェイスブックに何か書いたというようなことは、  
付屬的なことじゃないですか。木村さんが一番頭にきていたのは、自分の胸  
ぐらをつかんだということなんでしょう。だから、乙3号証のメールを書い  
て、あなたもそのメールに応じて調査をした結果、これは牧師としてふさわ  
しくないということで、岩出教会の牧師の身分を外したんでしょう。あなた  
のさっきの説明だと、そうじゃないんだと、襟首事件というのは大したこと  
ないんだというふうに聞こえたんですけど、そうじゃないんでしょう。

はい。

はいというのは、どういう意味ですか。

襟首事件は大したことないというわけではありません。

だから、この外した最大の理由なんでしょう。

7月の話合いのときに、牧師として、彼は謝りますというふうに、は  
っきりと宣言をして、そして和解をしたいというふうに、牧師として、

そのことを彼は誓いました。で、そのことを守れなかったということが。

そうすると、きちんと謝罪をしてないということが、牧師の身分を外したという理由なんですか。

ええ、はい。

裁 判 長

今の答えはどうなんですか。それが理由ですかという質問に対して。

それだけでは、もちろんありませんけれど、しかし、牧師にとって、謝罪するという事柄は、職業的にも、とても重要な事柄でありますので、それを人々にも勧めている立場の人でありますから、それが守れなかったということは、問題があるということでもあります。

原告代理人

そうすると、木村さんの教団に対する意向とは違うわけですね。木村さんは、さっきから言っているように、乙3号証を見ると、僕はこんな暴行を受けたんだと、手まで出したんだと、だから彼は牧師としての資格がないんだと、処分せえと、これが彼の意向でしょう。

被告ら代理人（高橋）

そんなふうには書かれてませんけれども。

原告代理人

そういう木村さんの意向に、あなたのほうは応えてないんですね。

裁 判 長

まず木村さんの意向が、今、原告代理人が言ったような趣旨だというふうに理解されているかどうか、そこはいかがですか。

理解しています。

そういうふうに理解されているんですね。

はい。

原告を教会担当教師からやめさせるという趣旨は、暴行事件でけしからんということだというふうには理解されているんですね。

それは理解しています。

原告代理人

ということは、木村さんが処分を求める理由と、教団が処分をしたという理由というのは、違うということですね。

教団が処分をした理由の中に、木村さんが言っていた理由も入っております。

も入っていたんじゃないのに、それが一番の主たる理由じゃないんですかと、僕は聞いているんです。

一番の主たる理由ではありません。

それから、任地指定委員会が平成26年11月20日に開かれて、原告の牧師の地位を解任する決議をしています。この任地指定委員会の決議の根拠は、どこにあるんですか。教規の29条ですか。

……はい、そうです。

甲第2号証を示す

任地指定委員会が原告の牧師の身分を外す決定をした、その根拠は、この29条に当たるのかと聞いているんですよ。

はい、そうです。

29条の第2項では、「当該教師及び教会の信徒代議員又は任命されている機関及び教師の意見を尊重して」と書いていますね。

はい。

この手続は、どういう形で尊重したんですか。

任地指定委員会からの委員が派遣されて、そこで話を聞きました。

いつ、誰から聞いたんですか。

村上先生から。

それは、いつのことですか。

……………。

7月16日ですか。

……………いや、それは……………。

木村さんと原告から意見を聞いた、そのことを言っているんですか。

そのことは違います。

じゃあ、いつ聞いたんですか。

11月に、中江、馬場の委員が岩出教会に行っていると思うんですけども、そのときに話を聞きました。

そのときに意見を聞いたから、原告の意見は聞いたことになるということなんでしょうか。

はい。

岩出教会の組織的な意見というのは聞いたんですか。

組織的な意見は聞いていません。

甲2号証の29条の第2項、あなたは先ほど、「任命されている機関及び教師の意見を尊重して」というのは、キリスト教短期大学とか何かおっしゃっていましたがけれども、これは岩出教会のことじゃないんですか。

いや、任地指定委員会が、教会の代表である信徒代議員から話を聞くということが正式のルートでありまして、教会全体に意見を求めるといったことはありません。

裁 判 長

今聞かれているのは、任命されている機関というのが、岩出教会ではないんですかということですが。

違います。その機関というところは違います。

原告代理人

本件については、7月7日に乙3号証のメールが木村さんから教団のほうに

来ている以上、牧師の身分を剥奪するという11月20日の任地指定委員会の決定、これまで待たなくてもできたんじゃないですか。

.....。

質問の意味は分かりますか。任地指定委員会で、11月20日に、原告の牧師の身分を剥奪する決定をしたわけでしょう。で、それ以前の7月7日に、既に乙3号証が、木村さんのほうから細かく書いて来てましたよね。

はい。

それから、7月16日に事情聴取もありましたよね。

はい。

そしたら、なぜ11月20日まで待たなくちゃならなかったんですか。

7月にお会いしたときに、謝罪があつて、見守るということがありましたので、見守っていました。

11月20日まで見守っていた。

はい。

11月20日まで見守っていて、何でここで打ち切ったんですか。

ごめんなさい、もう一回。

あなたは、原告の態度を見守るということで過ごしていたんだとおっしゃるんだったら、11月20日に、その見守るのを打ち切って処分をしたというのは、なぜかと聞いているんです。

それは、木村さんはじめ、役員から書状が出たからであります。

乙6号証の書状が来たからですね。

はい。

そうすると、乙6号証の書面が教団に届いたことによって、この任地指定委員会を開催したということになるわけですね。

そうです。

問題の乙6号証ですが、被告代理人側の主張によると、乙6号証というのは、

戒規の117条を念頭に置いたものであるということを言っているんですが、117条が念頭に置かれて、乙6号証が作成されたと、あなたのほうが認識したのは、いつですか。

.....。

平成28年2月22日付け被告準備書面(2)を示す

4ページの5を示します。「そして、同日付けで木村が被告教団理事長に対して送付した。これは責任役員会の決議文ではないが、被告教会の原告を除く責任役員・監事の意味として、教団教規(甲第2号証)第117条を念頭に置いて送付したものである。」と言っているんですが、教団では、いつこういう認識に達したんですか。

.....。

乙6号証というのは、原告を戒規処分にせよという趣旨だと理解したとあなた方は言っているわけですよ。これは、いつの時点で理解したんですか。

.....。

分からないんですか。

その書面を頂いたときだと思います。

そうすると、乙6号証を読んだら、これは戒規を求めているんだなと、あなたとしては判断したということですね。

違います。

書面を頂いたときって、そのときのことでしょう。

頂いたときに、念頭に置いて書いたんだなということは思いましたけれども、しかし、それが文面には全然表れていませんでしたので、117条そのものを適用せよと言っているというふうには、解釈はしませんでした。

ただ、乙6号証で、戒規を求めているんだなということは、あなたのほうでは分かったということですね。

.....。

裁 判 長

答えは、どうですか。

そういうことを念頭に置いて書いたんだなということは想像しました。

原告代理人

乙6号証というのは、さっき読みましたけれども、岩出教会の責任役員会の決議を経ていないんですよね。

はい、そうです。

そうすると、乙6号証というのは、被告教会の意見とは言えないですね。

ごめんなさい、もう一回。

被告岩出教会の意見を聞いたということにはならないですね。

教会の意見を聞いたことにならないという質問ですね。

はい。

はい、そうです。

原告は、その後、12月11日に、任地指定委員会が巡回教師にすると決定をしたということですね。

はい。

ということは、本件について、任地指定委員会は、平成26年11月20日に牧師の身分を解任する決定をし、それから12月11日に巡回教師の任命を決定したと、こういう2つの決定をしているということになりますね。

2つの決定を……しました。しかし、言葉には少し問題があります。あなたの乙18号証を見ると、2回委員会を開いて、それぞれについて決定をしているというのは間違いないでしょう。

教会担当教師の任を解くということと、それから巡回教師にするということと。

巡回教師を任命していますけれども、この身分は、期限はいつまでですか、

あるいは期間はどこまでですか。

すみません、ちょっと意味が。

巡回教師としての身分はいつまで続くのですかという質問です。

巡回教師としての身分は、毎年、発表がありますので、その1年間という形です。

任期は、原則として1年だと伺ってもいいですね。

はい。

(以上 小林 秀子)

ところで、平成29年、今年に入って1月、原告から教団に対して、巡回教師の身分から教会担当教師として任地を指定してほしいという文書が出ましたね。

はい、出たことは知っております。

それについて、あなたのほうは回答されましたか。

私はもうその段階で教団の理事長でもありませんし、任地指定委員長でもありませんので、回答してません。

回答してない。

はい。私はね。

教団としては回答したんですか。あなたは回答してないという、個人的には、それはともかくとして、教団としては回答したんかと聞いておる。

教団としては回答はしてません。

してないですね。

はい。

で、原告は、そうすると、平成27年4月1日からずっと今日まで、巡回教師の身分に置かれてるわけですね。

はい。

いつまで続くんですか。

任期は1年ごとです。

1年ごとだったら、28年の4月1日に1回、29年の4月1日に1回、更新しないといけないんでしょう。

任地は発表してます。巡回教師、村上という形で。

だから、巡回教師としての身分はずうっと続いているわけですね。

毎年、任地で発表してますので、今回も発表はしております。

巡回教師ですけど、非包括法人の他教会へ、臨時に礼拝執行に赴いたりするんですね。

はい。

こういうこの派遣って言いますが、派遣は誰が決めるんですか。

原則として、来てもらいたい教会が招くという形になってます。

教会が直接、巡回教師本人に来てくれということをするんですか。教団に言って、教団のほうから、本人に対して、行けという形になるんですか。

本人に直接言うという。

原告本人は、今日まで一回もこういう要請はなかったんですけど、間違いなんでしょうね。

それはちょっと私分かりません。把握してませんから。

教会としての把握はないんですか。彼はいまだに一回もそういう派遣の仕事をしてないということは。

巡回教師は毎年、教団総会に1年間の報告をすることになってます。

出てなかったんじゃないでしょうか、報告自体が。

ということは、全然、派遣の仕事がなかったということでしょう。

それは分かりません。報告自体が2年続けてなかったと思います。

この派遣された巡回教師はこの派遣先から謝儀をもらうんですか。

はい。

乙第6号証を示す

それから、乙6号証のこの意見書ですね、問題になってる。分かりますね、この意見書。

はい。

この意見書については、甲16号証で原告の奥さんがいろいろ署名した本人に直接当たったりして、この署名が署名者本人の意思からは離れてるんじゃないかということを書かれてますが、それはあなたは知ってますよね、甲16号証。

書かれてあるのは知ってます。

あなたはこの乙6号証で、川原さんとか谷澤さんが署名してますけど、このお2人から、その署名は本当かと事情聴取されたことはありますか。

ありません。

この乙6号証っていうのが、教規29条の第2項の意見を聞いたということになるんですか。

はい。

乙6号証っていうのは、この印刷部分と手書きの部分とが分かれてて、あらかじめ印刷部分ができてる。その印刷部分になると、既に、「村上牧師の交代を願いたく、理事長に正式に申し出ることに決定しました。」と、まだ、谷澤、川原さんらが署名する以前に既に決定しましたと、こういうふうを書いてあるんですけどね。谷澤さん、川原さんにちゃんと聞いたんですか。全く聞いてないんですね。

はい、聞いてません。

この乙6号証は誰が作成したんですか。署名した人以外。木村さんですか。

そうだと理解してます。

あなたは木村さんに、こういう書面が教団で彼の身分、原告の身分を討議するには要るんだと、先ほどの甲2号証の29条の関係から、こういう書面が要るんだっていうことはあなたは木村さんのほうに要請されたと聞いているん

ですけど、間違いないですか。

違います。

違うんですか。

はい。

そうすると、木村さんが勝手に乙6号証を自分の想像で作ったんですか、こんな書面を。

勝手かどうかは分かりません。

考えられないね。こんなきちっとした、既に、まだ署名がないにもかかわらず、決定しましたとまで作るっていうのは。誰かの指示がなかったら、木村さん、できないんじゃないんですか。

分かりません。

被告ら代理人（高橋）

乙第6号証を示す

この文章ですね。

はい。

先ほど、この文章が教団教規116条以下にある戒規処分を念頭に置いて出されたものだというような話、うちが主張してるというようなことがありましたけれども、あなたは先ほどお答えいただいたんですけども、ちょっと分かりづらかったんで確認したいんですけども、その文章を作られた方たちは、その117条の規定を念頭に置いて、それを出してきたんだろうというふうには思ったわけですか。

この文面だけでは思いませんでした。

その文面からして、戒規処分を求めているもんだっていうふうに捉えてないわけですね。

そうです。

そういう文章を出してきたっていうのは、その117条のところに、「教職

としてふさわしくない行状がある旨の事由を付して、教団に所属する教職及び信徒2名以上の者によって理事長に申し出た場合」というのがあるんですけども、そういうふうには、信徒さんとかの連名によって理事長に申し出るという部分がこの規定を念頭に置いたというふうな理解ですか。

そうですね。

それだけの話ですか。

はい。

先ほど、今回、木村さんのほうが、原告の牧師としての資質を疑うとか、資質を問うというようなメールが来てたりしてたんですけども、メールの中には、襟首事件と言われる暴行のことと、それ以外にも、お金のことですね、会堂建築にまつわる、とか、ホームページのこととか、そういうのも書かれていますよね。木村さんとしては、そのいろいろな事情、全て引っくるめて、牧師としての資質を問いたいと、そういうふうにあなたに願い出てきたもんだっていうふうに理解されてますか。

はい。

襟首事件だけを問題にしているというふうには捉えてるんですか。

いえ、違います。

木村さんとしては、襟首事件のことも、もちろん、牧師としての資質には問題あるというふうに言っているけれども、それ以外でも問題点が見られると、そういうふうには木村さんが考えているというふうな認識ですか。

はい、そうです。

教団のほうとしても、別に、襟首事件だけをもって、教会担当教師を外すという決定をしたわけではないということですか。

そうです。

裁 判 官 (甲斐)

甲第27号証を示す

これは2016年2月28日付けということで書いてありますけれども、ここに書いてある教会名、教職名というのは、全てこの被告教団の、いわゆる、今回、いろいろ話に出ています教会と、あと、教会担当教師という理解でよろしいのでしょうか。

はい、そうです。

答弁書を示す

2ページですが、その第3の1の(2)なのですが、ここには、「中部教区に13」、「西部教区に6」、「東部教区に6」の教会があると書いてあるんですけども、先ほどの甲27号証に書いてある教会の数と合わないんですが、何か変更はあったのでしょうか。

変更がありました。

教会の数が増えたということによろしいですか。

はい。

甲第27号証を示す

この中で、どれが新しく追加されたものかはお分かりでしょうか。

次の分。

原告代理人

甲27号証は2016年のものですね。

はい。

甲第19号証を示す

あなたは今、2017年のを見たいということですから、甲19号証、これですね。

……………。

裁判長

どこが増えたかっていうのを、もし分かれば、おっしゃっていただいて。

いや、増えたんじゃないくて、計算間違いかもしれません。

計算間違いですか。

はい。それは減ったことあるんです、最近。で、それをちょっと数字間違ったかもしれないです。だから、この表のとおり、中部が13になってましたですかね。

原告代理人

中部が14になってます。

14です。さっき、13、ごめんなさい、間違いです。

裁判長

答弁書が間違っている。

はい。

裁判官(甲斐)

ちょっと追加で質問なんですけど、教会と伝道所というのは区別がされているんですか。

ここの2名ほど出てる伝道所は、教会と同じようにみなしています。

裁判長

まず、任地指定委員会という委員会なんですけど、もともと、陳述書によると、人事委員会というふうに言ってたと。これが任地指定委員会という名前になった理由というのは証人はお分かりですか。

詳しくは存じ上げてません。

先ほどからのお話からすると、正に人事のことを決めるので、人事委員会という名称のほうがふさわしいようにも思うんですけど、それは何で任地指定委員会なんですかね。分からないですかね。

ちょっと分かりません。

それと、戒規処分っていう話が出てきてるんですけど、今まで、戒規処分を行ったことはあるんですか。

ありません。

この戒規処分にする時の手続というのは、じゃ、余り御理解ない。

そうですね、そこにも、分からない手続は書いておりませんので。理解はありません。

先ほど、乙6号証が戒規処分を念頭に置いたような書面じゃないかなと思ったみたいなことをおっしゃったんだけど、これ、実際の、そういう趣旨なのかどうかというのを、岩出教会、木村さんをはじめ、あそこに署名されてる方々について、教団として、御確認になったことはないんですか。

してません。

それはどうしてですか。

戒規処分、すごく重たい処分だと思います。で、それを発令するとなると、すごく、訴える人が必要だとか、いろいろ規約があると思うんですね。で、そういう手続を経なければなりませんので、教団にとってもとても大きな事柄ですから、だから、できれば、その戒規処分をする前に、いろんところで和解の道はないかなと思っておりました。というようなお話も含めて、岩出教会のその責任役員さんとの話で、戒規処分を求めるのかどうか、で、ただ、求めるとなると大変なんですよ。だから、どういうふうな、ほかの道があるのかとか、そういうのを教団と教会との間で何か話し合いをする、そういうような御意思っていうのはなかったんですか。

それはありませんでした。

それはどうしてなんですかね。

まあ、任地指定委員会の任地を決めるときに、意見は尊重しますけれども、その今おっしゃってる戒規のことに関しては、大変高度な判断が必要かなと思いますので、まだそこにまで至ってないというふうに判断しました。もし本当に訴える人がおって、こういう手続しなきゃならないときには、また具体的に話を進めていくということになった

だろうと思います。

先ほど、乙6号証というのは、教会の特に議決というか、決議というのは経てないと、これはそういう認識だったんですね。

はい。

改めて、決議を採るといようなことを、教団のほうから指示するなり、あるいは、そういうアドバイスをすると、そういうこともなかったんですね。

任地に関してですね。

はい。

それは今までしておりません。

あと、さっきから聞いててよく分からないんですが、任地指定委員会の決定という言い方をされていて、その後、理事長さん、証人も理事長だったということで巡回教師に村上先生を任命されますけど、決定というのと任命というのと、これは教団の中ではどういうふうに住み分けをされてるんですかね。最終的には、任命権は理事長にあると、これはよろしいわけですね。

はい、そうです。

決定というのは、その任命するまでのプロセスの中で重要なポジションではあると思うんだけど、決定が最終的に、そこで決定があったから、そこでの効果が発生すると、そういうふうな理解なんですか。

任地指定委員会で決定されて、それで、2月に発表のときがあるんですね、任地指定委員会の発表ですね、それをもって正式の発表になるわけです。だから、時間的な、ちょっと差があると言え、ありますけども、ほとんど意味合い的にはおなじように使っておるので、こんなようになります。

先ほど、原告代理人からの御質問の中でも、11月20日に教会担当教師の身分から外すという決定があり、その後、巡回教師に任命するという決定が

ありっていう、何か何回も決定してるということをおっしゃるものですか、それはあくまでもプロセスということなんですか。

そうですね、1段階というか、で、それを踏まえて、次の段階に行くという形の決定で。

先ほどから出てる意見を聞くとかどうとかっていうのは、それはいつまでにやればいいという御認識だったんですか。11月20日以前にやらないかんもんなんですか、それとも、最終的に、理事長として発表される、それまでに意見を聞くという、そういう何かタイムラグがいろいろあるので、よく分からないんですけど。

いわゆる、決定までの間に聞くか、あるいは、決定しても、本人が承諾しない場合もあるわけですね。そのとき、また更に意見聞かなければならないですね、そういうことで、まあ、決定は決定なんですけども、進めていくんですけども、そのプロセスでまた話を聞くこともあります。

本件も、先ほどから、11月20日に外すという決定をされて、その後、中江さんと馬場さんのほうが御本人、村上先生のほうへ話をされて、その話も踏まえて、今度は巡回教師への任命というのがあって、更に、また、何かそれが承服できないということで、また持って帰ってみたい、何回もこうキャッチボールをやっておられるのは、今のおっしゃったような趣旨ということですか。

そうです。

あと、特別援助という話が出るんですけど、これは教団としてあくまで村上先生が巡回教師になるということを御承認になったということを前提にした特別援助ということなんですか。それとも、不服もおっしゃってるけども、生活のことがあるから特別援助しようかと、そういう話なんですか。

生活援助のことの申入れがありましたんで、それに対して特別、ほん

とに特別なんですけども、援助するということを決めました。  
それは、村上先生のほうが、巡回教師には不服だと、私は教会担当教師だけども、教会の決定がそうだったらっていう話が前提の話なんですか。

そうですね。

でも、教会担当教師だったら、謝儀が出るわけでしょう。

そうです。

巡回教師だったら、謝儀がないと。

ないです。

謝儀がないから、生活が困ると。ということは、教団としては、巡回教師だと、村上先生がね、巡回教師であるということを前提にそういう特別支援をしてるということではないのかなと思ったんですけど。

巡回教師で、それを前提で、だから、特別支援をしてるという。御家庭の事情とか、いろいろお伺いしましたし、それから、急なことだったので、それで、特別支援という形で決定しました。

2年間と。

2年間、はい。

これが延長されるっていうことは、今のところないんですね。

ないですね。

この29年4月以降は、特別援助はなくなってるということでもいいんですかね。

はい、そうですね。

ただ、本件で、巡回教師という地位じゃなくて、教会担当教師だということ  
で争われていますよね。それは御存じですよ。

はい。

そうなる、その特別支援というのは、出した根拠っていうのはあるんですか。

教団の財政の中に、生活の困窮した教職に対して、特別に支援するという、そういう、どう言うんですか、ファンドというか、額は少ないんですけども、そういうのがあって、だから、以前にもそういうことがあったので支給したことがあるんですね。そこ、一応、財布というか、口があるので、そういう生活の困窮した教職で、そのことが基準で付くからという形に、前例があったので。

最後ですが、先ほど、原告代理人がおっしゃった、29年1月に、村上さんのほうから、巡回教師から教会担当教師へ変えてほしいという、そういう要望の書面があったと。これは理事会では協議されたりしたんでしょうか。

理事長から報告はありました、こういう書面が出てるということで。特に、何か協議して回答するというような、そんな話には。

それは任地指定委員会のほうだと思いますので。

そこは任地指定委員会。

はい。

証人は任地指定委員会には入っておられない。

私は入ってません。

分からない。

はい、そうです。

(以上 則定 富美子)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

小林 秀子



裁判所速記官

則定 富美子

